

經濟論叢

第120卷 第5・6号

| | | |
|--|---------|----|
| 植民地幣制の起点 <i>the Treasury Minute of 1825,</i> について(中)..... | 本 山 美 彦 | 1 |
| 市民概念と社会主義..... | 日 向 健 | 24 |
| 水資源開発の総合化と評価基準..... | 仁 連 孝 昭 | 40 |
| 生産力の発展と労働者階級の貧困化..... | 小 川 和 憲 | 60 |
| 企業成長論とマクロの分配と成長の理論..... | 加 納 正 雄 | 79 |

經濟論叢 第119卷・第120卷 総目録

昭和52年11・12月

京都大學經濟學會

生産力の発展と労働者階級の貧困化

小 川 和 憲

I はじめに

(一)貧困化論争の背景とその論争点一周知のように、戦後国際的規模で貧困化論争が展開されたが、それは1947年のマーシャル・プランとそれに続くMSA体制のもとで、西ヨーロッパ諸国および日本で、アメリカの経済的、組織的援助と理論的指導のもとに、国際的規模で展開された「生産性向上運動」に端を発していた。この「生産性向上運動」は第一に、国民所得あるいは社会的総生産物の増大は労働者階級にとっても利益であり、第二に、生産性の向上は労働の強化や失業などの犠牲を労働者階級にもたらさず、むしろ逆に生活水準を向上させるものである、と主張するものであった。それに対して世界労連などはそれが搾取を強化するものであるとして「生産性向上運動」に反対した¹⁾。

わが国においても貧困化論争が展開されたが、その背景は第一に、上述の「生産性向上運動」がわが国においても昭和30年2月以降実施されたということ、第二に、わが国においては労働者を中心とする国民生活がきわめて劣悪であったということである。当時の国民生活の状態を分析した文献は数多くあるが²⁾、それらによると、日本経済は朝鮮戦争を契機として急速に発展し、独占資本の強蓄積と独占支配が確立したが、他方、国民生活は戦前水準に回復して

1) 上杉捨彦、生産性向上運動と労働者階級の相対的、絶対的貧困化、「経済志林」第23巻2号、1955年4月、第24巻1号、1956年1月。

2) 例えば、

山下一郎、1950—55年における日本の経済情勢と勤労者の貧困化、「国民生活」7、8号。

森田優三、戦後十年の雇用と家計、「経済評論」1956年9月。

賃金統計研究会、労働者階級の貧困化について、「経済評論」1956年9月。

いず、実質賃金は戦前水準の65%程度であり、特に中小企業労働者、臨時工、日雇労働者、家内労働者の賃金は当時の劣悪な生活保護基準と同程度のものであった。したがって家計面においてもエンゲル係数が50%以上の世帯数が昭和9~11年には4%にすぎなかったのが、31年には44%を占めていた。また相対的過剰人口は、農民の潜在的過剰人口830万人、雇用者では零細企業、特に商業・サービス業を中心として1000万人以上の停滞的過剰人口が存在していた。

なお論争の争点を簡単に要約すると、次のごとくである。

- 1) 「資本制蓄積の一般法則」の把握方法
 - ①「資本論」第一巻第二十三章をどう理解するか
 - ②反対に作用する諸要因について
- 2) 「貧困化」法則の実証について
- 3) 労働力の価値と価格の関係について
- 4) 相対的過剰人口の形成・累積について
- 5) 「中間階級」について
- 6) 社会政策と「貧困化」法則について

(二)従来論争の問題点と現代の労働者状態の理論的把握—貧困化理論は今日の労働者状態の複雑かつ多様な貧困現象を理論的、法則的に説明しなければならない。今日の貧困はなぜ複雑かつ多様に現われるのか、それは資本制的蓄積の法則からいかに説明されうるか、また今日の貧困は資本主義社会の貧困の一般的特質とどのようにかわりあっているのか、などの問題が明らかにされねばならない。しかるに従来の理論はこれらの点を明らかにしえなかった。それは資本制的蓄積の法則の把握に問題があるからである。この法則を「貧困化」法則と理解するならば今日の複雑な労働者状態を法則的に把握することはできない。そのために従来の見解は第一に、法則性を否定するか、第二に、非科学的・非現実的「実証」をおこなうか、第三に、法則を曲解するか、第四に、法則を抽象的に規定するのみで、法則と現実との論理的連関を明らかにしえないということになったのである。

こうした理論的把握の不十分さが現代の労働者状態の法則的、体系的把握を不可能にしているのである。「完全雇用」、「社会保障の整備」、所得の増加、耐久消費財や教育の普及、労働時間の短縮、その反面で労働強化、労働の一面的発達と奇型化、労働災害、職業病、停滞的過剰人口の増加、公害、都市問題、老人問題の激化、社会保障や社会的消費手段の不足などの複雑かつ多様な貧困現象を法則的、体系的に把握することができず、「新しい貧困」「新しい搾取形態」という規定で現代の貧困を捉えようとしているのである³⁾。もちろんこれらには積極的見解はみられる。しかしその最大の問題点は、「新しい貧困」が資本制的蓄積の法則とどのようにかわりあっているのかが全然明らかにされていないことである。「新しい貧困」でも資本主義社会における貧困である以上資本制的蓄積の法則、あるいは資本主義社会における貧困の一般的特質から説明されねばならない。また「新しい貧困」と「古い貧困」がどのように関連しているのか、いつから「新しい貧困」といわれる現象が発生したのか、それはなぜかが明確にされていないことも問題である。

現代の労働者状態の理論的把握のためには次の諸点が明確にされねばならない。

- 1) 資本制的蓄積の法則をいかに理解するか。一生産力の発展の労働者状態に及ぼす複雑な二面性の把握
 - ①生活水準の「上昇」を通じた労働者の貧困化
 - ④階級分解＝賃労働者化による生活基盤の脆弱化
 - ⑤賃金の労働力価値以下への低下一家計の硬直化、家族規模の縮小、老人問題の激化、婦人の有業者化、自営業の分解による過剰人口の創出
 - ②生産力の敵対的・無政府的発展による資本主義の諸矛盾の激化＝労働強化、労働の奇型化、熟練の分解、停滞的過剰人口の累積、重大かつ新しい労働災害、職業病の増加、公害、都市問題の激化など

3) 例えばフランスの国独資研究者達の見解である。「現代の労働組合運動」第1集、1971年、335—338ページ。

- 2) 「新しい貧困」と呼ばれる現象が生じたのはなぜか、そしていつか
- ①労働力の価値と価格の乖離
 - ②所得の上昇のみでは解決しえない都市問題、公害、環境問題
- 3) 「新しい貧困」と「古典的貧困」との関連
- ①「古典的貧困」が「新しい貧困」を発生せしめる。一低賃金の存在による賃金の労働力価値以下への低下、婦人の有業者化による保育所などの社会施設の不足
 - ②「新しい貧困」が「古典的貧困」を発生せしめる。一欲望水準の上昇による家族規模の縮小、それに伴う老人問題の顕在化、婦人、自営業の分解による低賃金労働力の創出、家計の硬直化による被保護世帯への転落の危険性の拡大
- 4) 上述の諸現象の相互関連一単に個々の現象を叙述しただけでは労働者状態の理性的認識は不可能である。多様かつ複雑な諸現象の体系的分析によって労働者状態に関する一般理論を作り出すことが必要である。小論ではその分析は十分に展開できないので今後の課題とする。

なお紙数の都合から、本文中の文章もかなり削除したし、とくに脚注はほとんど省略せざるをえなかった。そのために理解しにくい箇所が多くあると思われるが、それについてはこれから発表される一連の論文を参照していただきたい。

II 従来 of 貧困化理論の検討

(一) 貧困化の法則性を否定する見解

従来 of 貧困化理論は大別すると貧困化の法則性を否定する見解⁴⁾と、法則性を認める見解があり、後者の中にも多様な見解がある。紙数の都合から前者に

4) 宇野弘蔵、いわゆる窮乏化の法則について、「経済研究」第8巻1号、1957年1月。
 本山貞一、窮乏化論の方法について、「島根大学論集（人文科学）」第12号、1963年。
 近江谷左馬之介、資本制蓄積と貧困化理論 (1)、「経済学研究」第22巻4号、1957年3月、同(2)、23巻1号、1957年5月。

については詳述できないのでその見解を要約すると、次の三点である。

- ①絶対的貧困化があらわれたのは金融資本の確立＝独占段階においてであって、「原理論」たる「資本論」では説明しえないということ。
- ②「資本論」に展開されている一般的法則は19世紀中葉のイギリスという特定の資本主義国の分析の結果であること。
- ③資本制的蓄積の一般的法則を相対的過剰人口の形成の理論であるとし、過剰人口の累積が論証されないかぎり貧困化は認められないとする。

これらの見解に対する疑問は、

- ①産業資本主義段階には絶対的貧困化はないとするか、あるいは金融資本主義段階の貧困化は資本制的生産の必然的結果として合法的に把握されなくなり、金融資本主義段階に生じた特殊事情によって説明されざるをえないということ。
- ②「一般的法則」が19世紀中葉のイギリスを前提としているといわれるが、一般的法則は特定の具体的な現実の中に様々なかたちで貫徹し、現象するのではないかということ。
- ③労働者の貧困化と相対的過剰人口の累積は概念的に区別する必要があること、貧困化は資本主義的生産の規定的目的たる剰余価値の追求によってもたらされるのであって、過剰人口の累積はそれを促進するにすぎないということ、である。

(二)貧困化の法則性を認める見解

ここでは貧困化を実証しようとする多くの説に関する詳しい言及はやめ(金子氏によって十分批判されている)、貧困化の法則性を認める見解が第二十三章をどのように把握しているかをみてみよう。

貧困化の法則性を認める見解においても、第二十三章の把握の方法は多様である。その第一のものは、貧困化を「絶対的」と「相対的」とに区別し、とくに「絶対的貧困化」を論証しようとするもので、実質賃金低下説、生活水準低下説、賃金の労働力価値以下説などの多くの諸説があるが、これらの見解はい

ずれも非科学的、非現実的なものとなっており、多くの人々に批判されている⁵⁾。実際、これらの諸説の問題点は資本制の蓄積の「一般的法則」の位置づけが明確にされていないために、かりに実質賃金や生活水準の低下を実証しえたとしても、それが「一般的法則」とどういう関係にあるのかの分析が不十分のために実証が恣意的にならざるをえないということである。まして実質賃金や生活水準の低下など実証できるわけがなく、そのために都合のよい部分のみをとりあげ、都合の悪い部分を捨象するという、非科学的方法で「実証」がおこなわれたのである。

以上のような「絶対的」貧困化の「実証」の非科学性への反省として、現実の労働者状態の複雑な状態を前提として第二十三章を考察しようとする傾向が強まる。その第一の見解は貧困化の法則性は認めるが、資本制の蓄積の「一般的法則」の法則性は否定する見解である。下山房雄氏は「窮乏化は、まず資本主義固有の傾向であるが、それが全的にではないにせよ、つまり階級闘争その他によって部分的に阻害され、または正確には形態を変容させながらも、現実化してゆくおしとどめがたい一般的法則である。」⁶⁾と貧困化の進行は法則的であると認めながら、他方では「窮乏化理論なるそれ自体完結して内的体系をもつ独自の理論は存在しないということである。……もし窮乏化理論なるものを独自にとり出すとすると、それはごく抽象的な規定は別として論理の弁証法的な展開によって体系づけられるものでなく、相互に外的な連関にある様々の現象を整理した叙述の体系というものになる」⁷⁾といわれるのである。つまり貧困化の進行の法則性は認めるが、それは資本制の蓄積の「一般的法則」によってではなく、他の「資本の理論」によって生じる現象の結果ということになるであろう。たしかに「窮乏化理論なるそれ自体完結して内的体系をもつ独自の」法則は存在しない。貧困化は資本制の蓄積の法則の現象形態であって、蓄

5) 例えば井村喜代子、窮乏化論、遊部編「資本論研究史」覆刻版第3版、1974年、161ページ。

6) 下山房雄「日本賃金学説史」第1版、1966年、138ページ。

7) 下山、同上、143ページ。

積の法則＝窮乏化法則ではない。しかしながら「相互に外的な連関にある様々な現象を整理した叙述の体系」にすぎないとされるのは誤りである。なぜなら第一に、資本制的蓄積の「一般的法則」とは搾取関係の拡大再生産の法則に他ならず、生産力の発展と労働者階級の闘争という要因を捨象すると、労働者の貧困化は必然的であって、「論理の弁証法的な展開によって体系づけられるもの」である。第二に、労働者階級の貧困化は搾取強化によるものであり、それは他の「資本の論理」より抽象的、したがってより基本的法則にもとづくものである。問題はこうした資本制的生産の本質的關係が生産力の発展という事実をとおしてあらわれることで、そのため貧困が複雑な現象形態となってあらわれるということである。氏は現代の複雑な貧困現象を法則的に説明するためには、資本制的蓄積の法則＝貧困化法則としては不可能であること（なぜなら法則ならば一定の変容をうけながらも、労働者状態は必ず悪化しなければならないから）を気づかれているために、上述した矛盾する見解を述べられているのであるが、それは資本制的蓄積の法則のもつ二面性を正しく把握できなかったことによるのである。

第二の見解は貧困化を論証するために、資本制的蓄積の「一般的法則」と剰余価値法則を区別し、前者から相対的貧困化を、後者から絶対的貧困化を論証しようとする浜川浩氏の見解である⁸⁾。それによると剰余価値法則は反対に作用する法則を含むので絶対的には貫徹しないから、「絶対的」貧困化も絶対的には貫徹しないとされる。しかし資本主義社会で剰余価値法則が絶対的に貫徹しないといったことが考えられるだろうか。剰余価値法則が絶対的に貫徹しないから「絶対的」貧困化も貫徹しないのではなく、剰余価値法則は絶対的に貫徹するにもかかわらず「絶対的」貧困化が貫徹しないのではないか。それは生産力の発展によって搾取率が増加しながらも、他方で労働者の賃金が増加することからも明らかである。現代の複雑な貧困現象はこうした方法ではなく、

8) 浜川浩、経済学教科書の「絶対的窮乏化論」批判、その②、「産業労働月報」12巻12号、42—43ページ。

資本制蓄積のもつ二面的性格によって論証されねばならない。

第三の見解は窮乏化を資本・賃労働関係の拡大再生産と抽象的に把握しながら、かつそれが具体的な諸事情の作用によって変容を受けながらも貫徹するという見解である。金子氏は「マルクスにおいては、まず労働者がいっさいの生産手段と生活資料からきりはなされ、労働者が賃労働者として資本にたいして従属しているという状態そのものが労働者の『窮乏』なのであり、このような資本との関係における労働者の状態の拡大再生産過程が労働者の『窮乏化』なのである」⁹⁾とされ、「窮乏化法則は、あくまで『資本の内的本性』に直接根ざすものとして提示されたものであって」¹⁰⁾、岡氏や大陽寺氏のいわれるように反対に作用する諸要因によって実現したり、しなかったりするものではないとされる。そして「資本論」第一巻という抽象的論理段階でうちたてられた窮乏化法則は、具体的な諸事情が度外視されているので、「窮乏化法則の現実的運動形態の究明のためには、マルクスが度外視していたこのような具体的な諸事情の作用を考慮に入れて、いっそうの理論的展開を試みる必要がある。」¹¹⁾とされ、窮乏化の具体的な把握には産業循環の周期的変動など九つの諸事情を考慮する必要があるとされるのである。

以上の金子氏の立論はきわめて興味深いし、筋が通っているように思われる。問題は氏が他の多くの人々と同様に、資本制的蓄積の法則＝窮乏化法則としてとらえ、窮乏化は法則として定立するものではないこと、それは資本制的蓄積の法則の現象形態にすぎないこと、さらに資本制的蓄積の法則には「資本の内的本性」に根ざす窮乏化の傾向と同時に、生産力の発展という契機が含まれていること、この生産力の発展をとおして窮乏化の傾向が現象するために資本主義における貧困化が多様かつ複雑な傾向をとるということ、などが見失われていることである。したがって抽象的な「一般的法則」の規定の仕方と具体的な

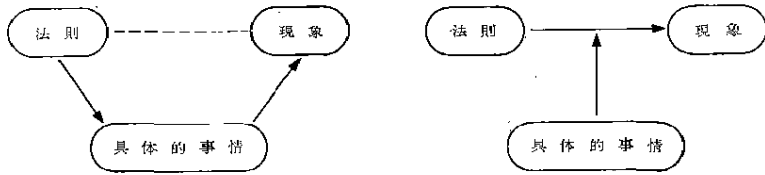
9) 金子ハルオ、いわゆる窮乏化法則の理論問題、経済理論学会編「独占資本主義の研究」1963年、139ページ。

10) 金子、同上、138ページ。

11) 金子、同上書、157-158ページ。

現象との間には論理的つながりがなく、断絶している結果となっているのである。氏によると、現実の労働者状態は、資本制的蓄積の「一般的法則」＝「資本・賃労働関係の再生産」という規定（この規定は生産力の発展と労働者階級の闘争の高まりという要因を捨象すると、搾取関係の再生産であり、それは労働者階級の絶対的、相対的貧困化であることはまちがいない）が、他の具体的な諸事情によって変容を受けることによって生じるのであるが、しかしそれはあくまでも変容であるから窮乏化法則は貫徹することになり、労働者状態の複雑さ、多様さを把握できなくなる。したがって資本制的蓄積の「一般的法則」を抽象的にしか把握することができなくなり、法則と現象とのつながりが切断されるのである。法則と現象には一定の関連がなくてはならない。その他の具体的な諸事情はその関連に作用を与えて変容させうるだけである。法則は労働者状態を悪化させるだけであるのに、現象は一定の「改善」をも含む多様な、複雑な状態であるというのは奇妙なことである。法則が労働者状態を悪化させる一方ならば、いろいろ変容をうけるにしても、結局は現象面でも労働者状態は悪化していくであろうからである。

金子氏の場合



(三) 反対に作用する諸要因について

反対に作用する諸要因をめぐる論争は、大陽寺氏によれば、①他の経済諸法則からの反作用、例えば不均等発展の法則のような、②労働組合の諸勢力、③社会政策的・経済政策的国家干渉、などの諸要因が窮乏化法則の作用を阻止し、現実性をもたないようにさせるのか、あるいはこの法則の作用を変容させうるにすぎず、反対に作用する諸要因にもかかわらず貫徹するのかという問題であ

る。前者の見解は大陽寺順一氏、岡稔氏、黒川俊雄氏などによって提起され、後者の見解は岸本英太郎氏、服部英太郎氏、金子ハルオ氏などによって提起された。すなわち前者の見解では、貧困化法則はきわめて「抽象的レベルで想定されうる法則性」¹²⁾ であり、反対に作用する諸要因は「この一般法則を全く廃止するものではないが、『一般的法則』をむしろ傾向として、すなわち、……反対に作用する諸事情によって阻止され、緩慢化され、弱められる法則として作用させる」¹³⁾。これに対して後者の見解は、「労働者状態を一般的に規定する経済法則は窮乏化法則であり、これと逆行し、平行する法則があるわけではない。……まして、社会的・政治的諸勢力の影響は……窮乏化法則に立脚し、これに抵抗する力であり、窮乏化法則の作用を変容しうるにすぎない。」¹⁴⁾ というものである。以上の論争での問題点は第一に、資本制的蓄積の法則を貧困化法則に矮少化させ、そのうえで絶対的貧困化が反対に作用する諸要因によって貫徹するか、しないかを議論していることである。その結果、一方の論者は、絶対的貧困化は今日ではみられないから、「一般的法則」は反対に作用する諸要因によって作用しなくなったとし、他方の論者は「一般的法則」は絶対的に貫徹するとし、そのため絶対的貧困化が進行するとしてその「実証」をおこなうか、あるいはそれは具体的な諸事情によって変容されるとするのである。しかし後述するように、資本制的蓄積の法則はそれ自体の中に労働者状態を悪化させる傾向と同時に、労働者階級の闘争いかんによっては「改善」させうる可能性を含んでいるのであって、後者の傾向を捨象し、蓄積の法則は労働者状態を悪化させるだけだというのは誤りであろう。

第二に、岡氏や大陽寺氏は現実の複雑な労働者状態を把握するために「法則」を抽象的なものととらえ、反対に作用する諸要因によって「弱められる」とされるのであるが、それは「法則」と現象を一定の連関の中でとらえようと

12) 大陽寺順一、絶対的貧困化の法則性について、「経済研究」第8巻1号、1957年1月、16ページ。

13) 大陽寺、同上、16ページ。

14) 岸本英太郎、窮乏化法則と労働者階級、「経済研究」第9巻3号、1958年7月、200ページ。

されていることを意味する。つまり「法則」から現象を説明できないから、「法則」が阻止されるとするのである。この点は両氏のすぐれた点である。これに対して金子氏は「法則」と現象との論理的連関を切断し、現象を「法則」とは無関係に「具体的諸事情」によって説明される。この点は氏の誤った点である。これについては前述した。

第三に、資本制的蓄積の法則はいかなる反対に作用する諸要因にもかかわらず貫徹する。それは資本制的生産そのものであり、資本制的生産を特徴づける最も基本的な法則であるからである。したがって資本制的蓄積の一つの内的傾向である「一般的法則」が抽象的法則であるから、「反対に作用する諸事情」によって阻止され、緩慢化され、弱められることはありえない。反対に作用する諸事情が働いても、蓄積の法則の中に労働者状態を「改善」せしめうる可能性がなければその実現は不可能であり、反対に作用する諸事情によって、蓄積の法則に含まれる労働者状態の「改善」の可能性が現実性に転化するのである。このことは生産力が低い段階ではいかに労働者階級の抵抗が強くとも、またいかにすぐれた社会立法があっても、労働者状態の「改善」は不可能であることから明らかであろう。否、労働者階級の抵抗や社会立法自体が、一定の生産力段階の産物なのである。

III 生産力の発展と貧困化理論

以上にみたように、従来の見解の「つまづきの石」は資本制的蓄積の法則を資本制的蓄積の「一般的法則」とのみ把握したことである。ここでは以上の議論を簡単に要約するとともに、二、三の点を補うことにする。

(一)資本制的蓄積の「一般的法則」そのものは「資本論」第一巻の直接的生産過程の分析の結果であって、きわめて抽象的規定であり、資本・賃労働関係の本質的關係＝搾取関係を明確にするものである。その限りでは労働者状態の絶対的・相対的悪化は必然である。しかし他方、そこでは労働者の抵抗も社会立法も捨象されている。その意味で具体的な労働者状態の分析と直結しえないし、

かりにそうするにしても注意を要する。宇野氏が指摘されているように、マルクスの例証はあくまで19世紀中葉のイギリスの状態で、当時は労働者の抵抗も弱く、実効ある社会立法も皆無であり、労働者は無権利状態であった¹⁵⁾。つまり当時は、資本・賃労働の本質的關係＝搾取関係という抽象的規定がそのまま現状に適應できた社会であったといえる。

(二)従来の議論は資本制的蓄積の法則を貧困化法則と把握したために破産した。第一に、貧困化現象は法則的にとらえられないとするか、第二に、非科学的・非現実的「実証」に終止するか、第三に、法則の無概念的把握をするか、第四に、「資本・賃労働関係の再生産」と抽象的に把握し、具体的な現象との論理的連関を放棄するかである。実際に、資本制的蓄積の法則を「絶対的・相対的貧困化の法則」と規定すると、現実の複雑な労働者状態を正しく把握することができず、第一、第二の方法となり、現実の複雑な労働者状態から出発すると、法則を無概念的に把握するか、法則と現象の論理的連関を切断する第三、第四の方法にならざるをえないのである。それは資本制的蓄積の法則には二つの内的傾向が存在することを把握できなかったためである。

(三)多くの論者が資本制的蓄積の法則＝貧困化法則と把握した原因はマルクスの次の想定にある。機械の採用の進展→熟練の分解、婦人・児童労働の採用、相対的過剰人口の累積→労働者状態の絶対的・相対的悪化、という想定である。しかし資本制的蓄積には生産力の著しい発展という側面があることを忘れてはならない。それは資本制的な、したがって敵対的かつ無政府的発展であり、決して労働者状態の真の向上につながるものではないが、しかしその著しい発展によって労働者の状態が絶えず変革されること、労働者階級の闘争次第では実質賃金の上昇、労働時間の短縮、生活水準の「上昇」などの一定の「改善」を勝ちとる物質的な基礎を与えることに注意しなければならない。

(四)貧困化が問題とされる以上、貧困が明らかにされねばならない。すなわち

15) 例えば救貧法については、小川喜一「イギリス社会政策史論」1961年、144ページ、工場法については戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」1966年、第8・9章を参照されたい。

資本主義社会における貧困の特質は何かという問題である。一般に、資本主義社会の貧困と封建社会の貧困を対比すると、次の点が対照的である。

封建社会の貧困

- ①生産力の極度の低さ
- ②土地への緊縛，経済外強制，身分制
- ③貧困現象の単純性・固定性・停滞性

資本主義社会の貧困

- ①生産力の著しい発展（敵対的・無政府的）
- ②生産手段からの分離—賃労働者化
- ③貧困現象の複雑性，多様性，流動性

資本主義社会の貧困の特質が以上の三点にあるとすれば、その貧困化はこの三点が資本主義の発展につれて進展していくことでなければならない。また資本主義社会の貧困が生産力の著しい発展と生産手段からの分離という要因に規定されて複雑かつ多様な、そして流動的なものとして現われるとするならば、決して資本制的蓄積の法則＝労働者階級の貧困化法則として一面的にのみ把握できないであろう。

貧困化現象 ← 資本制的蓄積の法則

- ／生産力の発展（敵対的・無政府的）—労働者状態の絶えざる変革，流動化
- ＼いわゆる資本制蓄積の「一般的法則」（抽象的には労働者階級の絶対的・相対的貧困化）

資本制的蓄積には労働者階級の状態を絶えず悪化させようとする内的傾向と、他方では生産力の発展，労働者状態の絶えざる変革，流動化という契機が含まれていること、そして前者の傾向が生産力の発展を通じて貫徹し、変容され、複雑化され、その程度は労働者階級の闘争力に依存するのである。このことこそが資本制的蓄積の法則である。したがって労働者階級の貧困化は法則として成立するものではなく、資本制的蓄積の法則の現象形態にすぎないのである。

(5)生産力の発展による労働者状態の絶えざる変革，流動化という場合、それは決して労働者状態の真の幸福を意味せず、むしろそのことによって「資本・

賃労働関係」が拡大再生産され、複雑な貧困現象が発生せしめられていることを忘れてはならない。

(1)別稿で詳述するように、生産力の発展は必然的に労働力価値を上昇せしめるが、それは第一に、労働力の価値と賃金を乖離せしめることによって、婦人の有業者化＝価値分割を進め¹⁶⁾、家族規模の縮小＝核家族化を促進する。価値分割の進行と核家族化は、従来家族のもっていた種々の扶助機能を著しく弱体化させ、児童・老人・傷害者問題などを顕在化させ、社会保障や社会資本の不足を激化させずにはおかない。さらに家計における社会的強制的支出の増加は硬直化・不安定化した世帯を著増させ、労働者上層にも不安定世帯が増加している¹⁷⁾。第二に、より注目すべきは、労働力価値の上昇が農民・都市自営業などの階級分解を促進し、不安定就労者を増大させることである。今日の農民層分解の特質は、それが単に農業内部における生産力格差によってではなく、農外労働市場との関連で生じていること¹⁸⁾、すなわち都市労働者の生活水準（＝労働力価値）が農家家計費に強制的に波及し、それが分解を促進していることである。こうして労働力価値の上昇がいわゆる「転用可能性」¹⁹⁾を作り出し、過剰人口を現実化することによって「資本・賃労働関係」を拡大再生産するのである。したがって労働力価値が上昇するということは労働者にとって両刃の剣であるといえる。

(2)さらに敵対的かつ無政府的な生産力の発展の資本主義的性格によって第一に、貧困化は労働者階級の闘争の弱い分野、弱い階層に鋭くあらわれる。例え

16) 現代の婦人の有業者化の特徴は、第一に、中高年婦人の有業者化が高まっていること、第二に、それが労働者上層にまで波及していることである。前者については、中野英子、女子労働力人口の動向と問題点、「人口問題研究」122号、1972年4月、11ページ。後者については、東京都労働局「婦人パートタイマーの実情」（1975年）、122—123ページ。

17) 江口英一、「低所得層」の吟味、「都市問題」第58巻2号、1967年2月、11ページ。

18) この点については、吉田寛一編「労働市場の展開と農民層分解」1974年、63ページ。御園喜博「現代農業経済論」1975年、96ページ。喜多克巳、現局面における農民層分解の形態、「経済志林」第41巻3・4号、1973年10月、75ページ。

19) かつて「転用可能性」がなければ過剰人口とはいえないという議論があった（昭和同人会「わが国完全雇用の意義と対策」1957年）。しかし別稿で詳述するように、この見解は誤りである。

ば合理化による労働強化，機械の大型化・装置化による重大災害，新しい化学原料の使用による職業病の増加，人類の生存の危機にまで直面するに至った公害問題・環境破壊，都市問題などの激化，さらに中小零細企業労働者，臨時日雇労働者，農民・都市自営業者の不安定就労者化，そして熟練の陳腐化した中高年労働者や婦人の停滞的過剰人口化，老人問題，障害者問題の激化などである。

第二に，賃金，所得の増加や耐久消費財の普及が真に労働者の生活水準の上昇を意味しないということである。例えば自動車の普及は交通事故の多発，公害問題やエネルギー浪費の激化を招き，月賦による家計の硬直化，不安定化をもたらししている。さらに所得を増加させる要因には，社会的損失として，労働者の真の生活向上には否定的契機（生産環境の破壊による医療費，レジャー費などの増加）が多く含まれていることなどである。

(六)絶対的貧困化が法則として定立しうるものでないことは先にみたとおりである。またブレーゲリのいうように，絶対的貧困化を「それに先立つ時期におけるプロレタリアートの状態や生活水準と比較して，労働者階級の状態が悪化し，プロレタリアートの生活水準が低下すること」²⁰⁾と規定するならば，そのような意味での絶対的貧困化は長期傾向的にはありえない。われわれにとって重要なことは労働者階級の状態が絶対的に悪化するか否かではなく，貧困の再生産のメカニズム＝「古典的貧困」と「新しい貧困」の相互規定性の解明でなければならない。すなわち「古典的貧困」の膨大な存在がいかにか「新しい貧困」を再生産しているか，逆にその「新しい貧困」がまた「古典的貧困」を再生産しているかを明らかにする必要がある。その場合，「古典的貧困」とは「不安定就労と，それにもとづく低賃金，低生活水準」と規定し，「新しい貧困」とは，「①欲望水準の上昇による労働力の価値と価格の乖離，②所得のみでは解決しえない公害，都市問題の激化と，それにもとづく社会的消費手段の不足」と規定する²¹⁾。そして「新しい貧困」とよばれる現象が現われたのは，

20) ブレーゲリ「貧困化理論と修正主義」村田訳，1971年，30—31ページ。

少くとも①の意味においては別稿で詳述したように独占段階以降、ことに国独占段階である。②の意味において、すなわち「公害、都市問題の激化と、それにもとづく社会的消費手段の不足」といった現象が「新しい」といわれる根拠、すなわち産業資本主義段階のそれと独占段階以降のその質的差異についてはもう一つ明確でない。これは今後の研究課題であろう。しかし科学技術の著しい発展とその敵対的かつ無政府的利用によって、これらの現象が独占段階以降特に鋭く表面化したというのは事実であろう。その意味で、ここでは通説に従い、これらの現象を「新しい貧困」の中に組み入れることとする。

まず「古典的貧困」がいかなる階級、階層に存在するかをみると、中小零細企業労働者、大企業の臨時工、社外工、農民、都市自営業者、石炭などの斜陽産業従事者、都市スラムの日雇労働者などに多くみられる²¹⁾。しかし科学技術の発展により熟練の陳腐化した中高年労働力の過剰化、職員層の大部分の落層化によって²²⁾、大企業労働者といえども不安定就労への転落の危険性を強めており、特に定年後のそれは急激に高まっている。そして注目すべきは、こうした労働者の賃金水準がほぼ独身青年労働者の単身者の賃金水準に抑制されていることで²³⁾、その結果、老後生活などの不安を著しく強めている。このような膨大な「古典的貧困」の存在こそが「新しい貧困」を大量に発生せしめているのである。低賃金の広範な存在のために生活水準の上昇につれて労働力の価値と価格が乖離し、その結果、婦人の有業者化、核家族化が進み、生活基盤が脆弱化し、様々の社会的事故に対する抵抗力を弱め、社会保障や社会的消費手段が不足するといった「新しい貧困」が作り出されているのである。

21) 「新しい貧困」という場合、現代上述のような二つの意味で使われているように思う。前者については、小島健司、新しい貧困と労働組合運動、岡倉他編「講座・現代日本資本主義」2、1973年、219ページ。後者については、宮本憲一「日本の都市問題」1969年、63ページ。

22) 例えば都市スラムの代表的職種である土工の賃金とあまりかわらない10~99人規模の小零細企業労働者は、昭和50年では、「事業所統計調査」によると全労働者の48%、「就業構造基本調査」によると47%、男子では44%に達する。その上に大企業の臨時工、社外工、自営業者などを加えると、ゆうに過半数の労働者が単身者の低賃金のもとにおかれているといえるであろう。

23) 労働統計研究会、戦後日本の「中間層」について、「経済評論」1957年11月、77-79ページ。

24) 氏原正治郎編、「講座労働経済」1、日本の労働市場、1970年、197-198ページ。

次に「新しい貧困」の広範な存在がいかに「古典的貧困」を作り出しているかをみると、第一に、生活水準＝労働力価値の上昇は技術革新による中高年労働力の過剰化、労働者上層の大部分の落層化といった要因とも相まって、自営業の分解、婦人の賃労働者化を促進し、その結果、不安定就労者の給源は潜在的には拡大していること、第二に、労働者上層にまで及ぶ有業率の上昇、核家族化、家計構造の硬直化、不安定化による生活基盤の脆弱化によって、何らかの貧困原因（例えば失業、疾病、世帯主の死亡、高齢など）が生じると、容易に階層的転落が生じる可能性が強まっているということ²⁵⁾、などにみられるように、「新しい貧困」こそが不安定－低所得階層＝「古典的貧困」を作り出しているのである。

以上のことから明らかなように、資本制的蓄積が貧困を作り出していく方法はブレーグリのいうように「労働者状態を日々悪化させる」といった単調なものではなく、一方では技術革新による中高年労働力の過剰化、単身者的賃金の死錘としての機能の拡大にみられるように、低賃金構造を拡大、強化して不安定－低所得階層を作り出しながら、他方では生活水準を「上昇」させることによる自営業者の分解、婦人の賃労働者化にみられるように、一層大規模にこの不安定－低所得階層を肥大化、その上層への波及を促進させるのである。この複雑な貧困創出のメカニズムこそ資本制的蓄積の法則であり、資本主義における貧困を複雑かつ多様化させる原因なのである。

IV 貧困化の実証について

貧困化の実証については別の機会に詳しく述べることにして、ここではその方法論上の二、三の問題について言及したい。

実証をめぐる論争はクチンスキーの提起した17の指標をめぐるおこなわれ

25) 籠山氏は、従来貧困層への転落は貧困原因によると考えられてきたが、「実は貧困原因は二次的な条件にすぎず、その転落を促進し加速するだけで、基本的原因は窮乏化の進行そのものである」と述べている。籠山京「戦後日本における貧困層の創出過程」1976年、237ページ。

た。大陽寺氏は「資本制的蓄積の法則が抽象的法則であることから、「一般的法則と具体的現象とは直接の対比を許さない別個の次元に立っている」²⁶⁾」ので、この法則は実証が不要かつ不可能とされる。にもかかわらず、マルクス経済学は「実証に専念しようとしている」ため、様々の問題が生じ、貧困化の実証に都合のよい指標だけを重視しがちであったといわれている。また新川士郎氏も貧困化論争の混乱の原因として、「実証的研究の前提となるべき方法論上の若干問題について十分検討がなされていないこと」と「概念規定の混乱と実証的方法の混迷」にあるとされ、窮乏化の指標については、「クチンスキーの17の指標は、その取捨、選択と配列はきわめて恣意的、機械的で何ら科学的討究にたえるものでない」²⁷⁾。とされ、これらの指標を統一化する指標は求められないかと主張されている。

以上の諸説の検討から次の点が問題になるであろう。第一に、資本制的蓄積の「一般的法則」は抽象的法則であるから、その実証は不要かつ不可能であると考えてよいか。第二に、貧困化の実証には単一の指標が必要であるか。第三に、貧困化の指標の科学的あり方とはどういうものか、である。

まず第一の点からみると、この点も法則それ自体の認識方法にかかわることはいうまでもない。資本制的蓄積の法則を「絶対的」貧困化に矮小化してしまい、そのうえでその実証が「不要かつ不可能」であるとするのは誤りである。資本制的蓄積の法則は「絶対的」貧困化を法則として定立させるものではないのであって、大陽寺氏などは「実証が不要かつ不可能」とするまえに法則の把握について十分検討すべきであった。次に一般に「抽象的法則」は実証が「不要かつ不可能」であろうか。法則は混沌とした現象を普遍化、一般化したものであり、その意味ではすべての法則が抽象的である。そうだとすればすべての法則は多かれ少なかれ「実証が不要かつ不可能」となる。しかしそれでは何によって真理が確証されるのであろうか。抽象的法則は具体的な、多様な諸現象

26) 大陽寺、貧困化法則の実証について、「一橋論叢」第38巻1号、1957年7月、46ページ。

27) 新川士郎、「労働者状態史」の教えること、「経済評論」1956年9月、148、150、151ページ。

を通じて貫徹する。現象から切り離された抽象的法則は存在しない。したがって法則の貫徹を証明しようとする場合、多様で複雑な諸現象を総合的に把握しなければならない。資本制的蓄積の法則についても、その内的な二つの傾向がどのように作用しあっているのか、また資本の蓄積につれてその作用の形態がいかに変化したかを総合的に把握する必要がある。

第二の問題について、論者らは貧困化を実証するのにクチンスキーの指標が恣意的、羅列的であることから、単一の指標を求めようとするのであるが、それが「絶対的」貧困化を証明しようとするのであれば概念的に誤っている。この点については既述した。また労働者の状態の変化を把握するために単一の指標を求めようとするのであれば、それは統計技術的に不可能である²⁸⁾。様々に質のちがった諸現象をいかにして単一の指標にまとめられるであろうか。大陽寺氏はクチンスキーの指標を統一的に把握するための方法を述べられているが、やはり恣意的結果に終わっている。

第三の、それでは科学的指標とは何であろうか。まず確認されねばならないのは、実証の要点は労働者の状態が絶対的に悪化するということを示すことではなく、資本制的蓄積の法則と複雑な労働者状態との論理的連関を明らかにすることである。前述したように、資本主義社会の貧困の特質は、労働者の生産手段からの分離、生産力の著しい発展（敵対的、無政府的）、および労働者階級の闘争により貧困現象が多様かつ複雑な形態をとるということである。貧困化とはこれらの特質が一層強まることであるから、資本制的蓄積の法則と具体的な諸指標との論理的媒介項として、①賃労働者化の進展＝資本・賃労働関係の拡大再生産、②生産力の敵対的かつ無政府的発展、③労働者階級の闘争、の三つの指標を主要な指標としてとらえ、それを一層具体化すること、および個々の具体的指標の関連を明らかにすることが必要であろう。

28) 「事実の反映としての諸指標の相互関連性、現論の客観性は「数学的操作」などの形式的論理によって保障されるのではなく、事実そのものの相互関連性、客観性によってのみ保障され、それを可能にするのは事実と理論の弁証法的発展としての認識」である。横本宏、資本主義と貧困、内海編「社会科学のための統計学」第3版、1971年、161ページ。